17.18　酸化プロピレン及び酸化エチレンと酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの含有率が30重量％以下のもの）（以下「酸化プロピレン等」という。）に係る要件

17.18.1　酸化プロピレン等は、アセチレンを除去したものであること。

17.18.2　酸化プロピレン等は、次に掲げる重合触媒として知られる物質を３回前までに積載したことのあるタンクに積載してはならない。ただし、当該タンクが十分に洗浄されている場合は、この限りでない。

⑴　アンモニア及びアンモニア水溶液

⑵　アミン類及びアミン類水溶液

⑶　酸化性物質類

17.18.3　酸化プロピレン等を積載する場合は、直前に積載していた貨物が酸化プロピレン等である場合を除き、あらかじめ前貨物の残渣が完全に除去されるように酸化プロピレン等を積載するタンク及び関連の管装置を十分、かつ、有効に洗浄すること。この場合において、当該タンクがステンレス鋼以外の材料を使用したタンクであって直前にアンモニアを積載していた場合は、特に注意して洗浄すること。

17.18.4　酸化プロピレン等を積載する場合は、酸化プロピレン等と危険な反応をするおそれのある酸性物質又はアルカリ性物質の残渣が酸化プロピレン等を積載するタンク及び関連の管装置に残っていないことを確認すること。

17.18.5　酸化プロピレン等を初めて積載する場合は、酸化プロピレン等を積載するタンクに大量の錆の沈澱、明らかな構造上の欠陥及び汚染がないことを確認すること。酸化プロピレン等を同一のタンクに連続して積載する場合は、2年を超えない間隔で同様の確認を行うこと。

17.18.6　酸化プロピレン等を積載するタンクの材料は、鋼又はステンレス鋼であること。

17.18.7　酸化プロピレン等を積載していたタンクに他の貨物を積載する場合は、あらかじめ水洗い又はパージングにより当該タンク及び関連の管装置を完全に洗浄すること。

17.18.8　酸化プロピレン等に係る弁、フランジ、取付け物及び附属品は、次に掲げる要件に適合すること。

⑴　酸化プロピレン等に対する使用に適したものであること。

⑵　材料は、鋼又はステンレス鋼であること。酸化プロピレン等に係る弁のディスク又はディスクの表面、弁座及びその他の摩擦部分の材料は、11％以上のクロムを含有するステンレス鋼であること。

17.18.9　酸化プロピレン等に係るガスケットは、次に掲げる要件に適合すること。

⑴　材料は、耐火性で適切な機械的性質を有し、酸化プロピレン等と反応するおそれがなく、かつ、酸化プロピレン等に溶解したり、酸化プロピレン等の自然発火温度を下げるおそれがないものであること。

⑵　酸化プロピレン等にさらされる表面の材料は、ポリテトラフルオロエチレン（ＰＴＦＥ）、不活性化作用によりＰＴＦＥと同程度の安全性を有するもの又は船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認めるものであること。

17.18.10　酸化プロピレン等にさらされる断熱材及びパッキンの材質は、酸化プロピレン等と反応するおそれがなく、かつ、酸化プロピレン等に溶解したり、酸化プロピレン等の自然発火温度を下げるおそれのないものであること。

17.18.11　次に掲げる材料は、酸化プロピレン等を積載するタンク及びその附属設備のガスケット、パッキン及び類似したものに使用してはならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

⑴　ネオプレン又は天然ゴム（酸化プロピレン等にさらされる場合に限る。）

⑵　石綿類又は石綿類を用いた固着材

⑶　ミネラルウール等のマグネシウムの酸化物を含有する材料

17.18.12　酸化プロピレン等の注入及び排出管の端部開口は、タンクの底部から100㎜以内に配置すること。

17.18.13　酸化プロピレン等を荷役する場合は、酸化プロピレン等を積載しているタンクから酸化プロピレン等の蒸気を大気中に排出しないこと。積込み中陸上への蒸気還流を行う場合は、酸化プロピレン等を積載しているタンクに接続される蒸気還流装置は、他の貨物タンク及びその附属設備から独立したものであること。

17.18.14　酸化プロピレン等の揚荷作業中は、酸化プロピレン等を積載しているタンク内の圧力は、0.007MPa以上に維持すること。

17.18.15　酸化プロピレン等は、ディープウェルポンプ若しくは油圧駆動式サブマージドポンプを使用し、又はイナート・ガス置換法により揚荷すること。酸化プロピレン等の貨物ポンプは、当該ポンプからの揚荷管系が遮断又は閉鎖した場合に、酸化プロピレン等が異常に加熱されないように配置すること。

17.18.16　酸化プロピレン等を積載するタンクの通気装置は、他の貨物を積載するタンクから独立していること。酸化プロピレン等を積載するタンクには、当該タンクを大気に開放せずに酸化プロピレン等を採取する装置を備え付けること。

17.18.17　酸化プロピレン等の荷役に用いる貨物ホースには、「酸化アルキレン荷役専用」と表示すること。

17.18.18　酸化プロピレン等を積載しているタイプＡ及びタイプＢ独立型タンクの周囲の船倉区域は、不活性化すること。不活性化する場所には、酸化プロピレン等及び酸素の監視装置を備え付けること。当該場所の酸素濃度は体積比で２％以下に維持すること。

17.18.19　陸上管系を取り外す前に、酸化プロピレン等及びその蒸気に係る管装置内の圧力をローディングヘッダーに取り付けた適当な弁を通して逃がすこと。これらの管装置からの液体及び蒸気は大気中に排出しないこと。

17.18.20　酸化プロピレン等を積載するタンクは、荷役及び運送中に発生することが予想される最大圧力に耐えるように設計されたものであること。

17.18.21　酸化プロピレン等を積載するタンクの設計圧力が0.12MPa未満（酸化プロピレンのみを積載するタンクにあつては0.06MPa未満）の場合は、当該タンクに酸化プロピレン等を基準温度以下に維持するための冷却設備を設けること。

17.18.22　酸化プロピレン等を積載するタンクの逃し弁の設定圧力は、0.02MPa以上であり、かつ、次によらなければならない。

⑴　タイプＣ独立型タンクで酸化プロピレンを運送する場合は、0.70MPa以下

⑵　タイプＣ独立型タンクで酸化エチレン、酸化プロピレンの混合物を運送する場合は、0.53MPa以下

17.18.23　酸化プロピレン等を積載するタンクの管装置は、空タンクを含め他のタンクの管装置から分離したものであること。当該管装置が独立していない場合は、短管、弁又は他の管類を取り外し、かつ、これらの箇所にブラインドフランジを取り付けること。

17.18.24　酸化プロピレン等を運送する場合は、次に掲げる事項及びその他必要事項を記載した船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が承認した貨物取扱い計画書に従うこと。

⑴　使用予定積荷設備

⑵　貨物管装置及び17.18.23の規定により取り付けられるブラインドフランジの取付け場所

承認された貨物取扱い計画書の写しを船内に保管すること。